

「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」関連事業

| 基本目標 | 重点目標 | No | 事業名 | R元年度実施状況 | R2年度活動内容 | R2年度 予算額 (千円) | 担当課 |
|---------------------------------|---------------------------|----|---------------------------------|---|--|---------------------|----------------------|
| 1 配偶者等からの暴力を許さない社会づくりのための推進体制整備 | (1)配偶者暴力相談支援センターにおける支援の強化 | 1 | 福祉制度等利用について「手引き一元化」に向けた検討 | 「ワンストップ化のためのDV被害者相談共通シート」の活用推進 | 同左 | - | こども家庭課・中央こども家庭相談センター |
| | | 2 | 「DV相談支援専門研修」の開催 | 「DV相談支援専門研修」の開催 【日時】R2.2.6 【場所】奈良県橿原総合庁舎 【対象】市町村職員、DV協議会構成団体 他 【内容】 ・こども家庭課・中央こども家庭相談センターによるDV被害者支援の現状、「DV相談の手引き」に基づく各機関の役割・連携等についての説明 ・警察による暴力事案への対応についての説明 ・部落解放同盟奈良県連合会による複合差別についての講演 ・参画ネットならによるDV加害者への更生プログラムについての講演 ・DV加害者への更生プログラムを題材としたグループワーク ・中央こども家庭相談センターによる一時保護業務についての説明 | 「DV相談支援セミナー」の開催 【日時】R3.2.12 【場所】奈良県橿原総合庁舎 【対象】市町村職員、DV協議会構成団体 他 【内容】 ・こども家庭課・中央こども家庭相談センターによるDV被害の現状、「DV相談の手引き」に基づく各機関の役割・連携等、一時保護業務についての説明 ・警察による暴力事案への対応についての説明 ・新見公立大学講師によるDV被害者及び加害者の心情理解と「ステージモデル」からの支援を考えるについての講演 | 106 | こども家庭課・中央こども家庭相談センター |
| | | 3 | 支援マップの作成 | 個別支援の中や研修会等で支援マップを活用 | 同左 | - | 中央こども家庭相談センター |
| | | 4 | DVの相談状況及び一時保護の被害状況の分析 | DV相談状況について分析 | 同左 | - | 中央こども家庭相談センター |
| | (2)市町村におけるDV対策の促進 | 5 | 「DV相談支援専門研修」の開催(再掲) | 「DV相談支援専門研修」の開催 【日時】R2.2.6 【場所】奈良県橿原総合庁舎 【対象】市町村職員、DV協議会構成団体 他 【内容】 ・こども家庭課・中央こども家庭相談センターによるDV被害者支援の現状、「DV相談の手引き」に基づく各機関の役割・連携等についての説明 ・警察による暴力事案への対応についての説明 ・部落解放同盟奈良県連合会による複合差別についての講演 ・参画ネットならによるDV加害者への更生プログラムについての講演 ・DV加害者への更生プログラムを題材としたグループワーク ・中央こども家庭相談センターによる一時保護業務についての説明 | 「DV相談支援セミナー」の開催 【日時】R3.2.12 【場所】奈良県橿原総合庁舎 【対象】市町村職員、DV協議会構成団体 他 【内容】 ・こども家庭課・中央こども家庭相談センターによるDV被害の現状、「DV相談の手引き」に基づく各機関の役割・連携等、一時保護業務についての説明 ・警察による暴力事案への対応についての説明 ・新見公立大学講師によるDV被害者及び加害者の心情理解と「ステージモデル」からの支援を考えるについての講演 | 106 | こども家庭課・中央こども家庭相談センター |
| | | 6 | 市町村等の相談業務充実のための「DV相談の手引き」を作成、配布 | 「DV相談支援専門研修」における「DV相談の手引き」についての説明 | 同左 | - | こども家庭課・中央こども家庭相談センター |
| | | 7 | 相談や保護の中心的機関としての市町村等との連携強化の促進 | 個別ケース支援の早期から、市町村の児童福祉、高齢者福祉等の関係各課と連携を進めた。 | 同左 | - | 中央こども家庭相談センター |

「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」関連事業

| 基本目標 | 重点目標 | No | 事業名 | R元年度実施状況 | R2年度活動内容 | R2年度予算額(千円) | 担当課 |
|---------------------------------|-------------------|------------------------|--|---|--|-------------|-------------------|
| 1 配偶者等からの暴力を許さない社会づくりのための推進体制整備 | (2)市町村におけるDV対策の促進 | 8 | 「市町村家庭福祉主管課長会議」の開催 | 「市町村家庭福祉主管課長会議」の開催 【日時】R元.5.28 【場所】奈良県橿原総合庁舎 【対象】市町村DV対策担当課、ひとり親家庭福祉担当課 【内容】 ・「子どもの生活に関する実態調査」についての協力依頼 ・「配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく市町村基本計画の策定についての説明 | 「市町村家庭福祉主管課長会議」の開催 (R2年度は開催中止) | - | こども家庭課 |
| | | 9 | 市町村男女共同参画・女性行政担当課長会議での周知啓発 | 「市町村男女共同参画・女性行政担当課長会議」の開催 時期：R元.10.24 場所：社会福祉総合センター（橿原市） 内容：男女共同参画推進について（男性の家事・育児参画に関する講演・グループ討議、ほか） 参加：20市町村 21名 | 「市町村男女共同参画・女性行政担当課長会議」の開催 時期：R2.11.19 場所：橿原総合庁舎（橿原市） 内容：男女共同参画推進について（女性の委員・職員の登用推進、男女共同参画計画の策定推進ほか） 参加：24市町村 25名 | - | 女性活躍推進課 |
| | | 10 | 地域に身近な男女共同参画等計画策定支援事業 | 男女共同参画計画が未策定の町村において、県が策定を支援。令和元年度は天川村・十津川村でモデル実施を行い、策定手順等をマニュアル化し、町村での活用を促した。 ※計画策定においては以下3つの計画を一体策定 ・「男女共同参画社会基本法」に基づく、市町村男女共同参画計画 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく、市町村推進計画 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく、市町村基本計画 | 令和元年度に作成したマニュアルを町村へ周知し策定を促す。（令和2年度は「市町村男女共同参画・女性行政担当課長会議」において、説明を実施した。希望のある町村へは個別支援を実施予定。 | - | 女性活躍推進課 こども家庭課 |
| | (3)民間団体等関係機関との連携 | 11 | 民間団体等との連携、協働の推進 | 必要に応じ、関係機関、民間団体等と連携やケース会議等を実施 | 同左 | - | 中央こども家庭相談センター |
| 12 | | 「配偶者等からの暴力被害者支援協議会」の運営 | 「配偶者等からの暴力被害者支援協議会」の開催 【日時】R元.2.18 【場所】奈良県文化会館 【対象】DVに関する相談や自立支援の関係機関等 【内容】 ・DV被害者支援に関する情報交換、連携体制の確立 ・基本計画の進行管理、見直し等 | 「配偶者等からの暴力被害者支援協議会」の開催 | - | こども家庭課 | |
| 2 配偶者等からの暴力を許さない意識の醸成 | (1)県民への意識啓発 | 13 | パープルリボンキャンペーンの推進（国の「女性に対する暴力をなくす運動」との連携促進） | 女性センターにてパープルライトアップを実施 | 同左 | - | 女性活躍推進課 |

「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」関連事業

| 基本目標 | 重点目標 | No | 事業名 | R元年度実施状況 | R2年度活動内容 | R2年度予算額(千円) | 担当課 |
|-----------------------|--------------|---|---|--|--|--------------------|---------------------|
| 2 配偶者等からの暴力を許さない意識の醸成 | (1) 県民への意識啓発 | 14 | 女性に対する暴力防止対策 | DV、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント等の女性に対する暴力の根絶を目指し、県民への意識啓発を実施 ○女性への暴力防止に向けたセミナー 内容：性暴力被害当事者の体験を聴き、性暴力被害についての知識と理解を深める 「性暴力被害を取り巻く現実～回復への道のり～」 時期：R元. 11. 9 場所：奈良県女性センター 講師：涌井 佳奈 (Thrive (スライブ) 代表) 受講決定者：37名 | DV、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント等の女性に対する暴力の根絶を目指し、県民への意識啓発を実施 ○女性への暴力防止に向けたセミナー 内容：DV被害は個人の問題だけではなく、ジェンダー・バイアスが根強い社会にも原因があることを理解し、悪いのは自分ではなく暴力を振るう相手と社会であることを認識してもらう。 「DVはなぜ起こるのか？～ジェンダー・バイアスに囚われた社会～」 時期：R2. 11. 20 場所：奈良県女性センター 講師：杉本 志津佳 (フェミニストカウンセリング堺 代表) 受講決定者：32名 | 65 | 女性センター |
| | | 15 | 啓発パンフレットの作成や研修会での周知 | DV防止パンフレット及びカードをフォーラム等の機会に配布 | 同左 | - | こども家庭課 (R元：女性活躍推進課) |
| | | 16 | 啓発ポスターの掲示 | DV防止ポスターを県内の行政機関窓口等に掲示 | 同左 | - | こども家庭課 (R元：女性活躍推進課) |
| | | 17 | ホームページの作成 | 県ホームページに女性に対する暴力防止対策事業の概要や被害者支援のためのパンフレット(女性活躍推進課)、基本計画(こども家庭課)等を掲載 | 同左 | - | 女性活躍推進課 |
| | | 18 | 外国人被害者等への多言語の啓発資料の作成、配布 | 女性活躍推進課ホームページより内閣府男女共同参画局、配偶者からの暴力被害者支援情報ページ(8種の外国語による支援情報を掲載)にリンク設定 | 同左 | - | 女性活躍推進課 |
| | 19 | DV予防啓発事業 | 高校生等を対象に、デートDVを未然に防止するための出前授業を、民間の活動団体のノウハウを活用して実施 講師：参画ネットなら 実施状況：高等学校等10校で開催のべ1,546名が受講 | 高校生等を対象に、デートDVを未然に防止するための出前授業を、民間の活動団体のノウハウを活用して実施。6校で実施予定 | 269 | こども家庭課 | |
| | 20 | ○スクールカウンセラー活用事業 ○スクールカウンセラー県立学校全校配置事業 | 不登校やいじめ等、児童生徒に関する問題の対応に当たること、学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図ることを目的として、県内全公立中学校(103校)及び全県立高等学校(33校)にスクールカウンセラーを配置するとともに、必要に応じて校区内小学校からの要望にも対応した。 | 不登校やいじめ等、児童生徒に関する問題の対応に当たること、学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図ることを目的として、県内公立小学校(20校)、県内全公立義務教育学校(3校)、県内全公立中学校(98校)及び全県立高等学校(34校)にスクールカウンセラーを配置するとともに、必要に応じて校区内小学校からの要望にも対応している。(「スクールカウンセラー高校全校配置事業」は廃止) | 433 | 教育研究所 (R元：生徒指導支援室) | |
| | 21 | 家庭支援推進保育事業(「人権にかかるとかかる保育マニュアル」の活用) | 人権を大切にすする保育の研修を統一した内容で計画的かつ効率的に行うため、研究機関が行う研修に要する経費に対し補助を実施 | 今後も引き続き人権を大切にすする保育の研修を統一した内容で計画的かつ効率的に行うため、研究機関が行う研修に要する経費に対し補助を実施 | 2,000 | 奈良つっはぐみ課 | |
| | 22 | 教職員研修における周知活動：初任者研修・中堅教諭等資質向上研修・管理職等研修の実施 | 初任者研修講座(小・中・高・特)において「男女共同参画社会と学校教育」というテーマで、中堅教諭等資質向上研修講座(幼・小・中・高・特)において「男女共同参画社会の実現に向けて」というテーマで、管理職「人権教育」研修講座において「新『奈良県人権教育推進プラン』の具体化に向けて」というテーマで講義等を実施 R1講座受講実数：592人〔初任者研修(小94・中62・高39・特29)・中堅教諭等資質向上研修(87)、管理職「人権研修」研修講座(281)〕 | 初任者研修講座(小・中・高・特)において「男女共同参画社会と学校教育」というテーマで、中堅教諭等資質向上研修講座(幼・小・中・高・特)において「男女共同参画社会の実現に向けて」というテーマで、管理職「人権教育」研修講座において「人権尊重の視点に立った学校づくりの具体化に向けて」というテーマで講義等を実施予定 | - | 教育研究所 | |

「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」関連事業

| 基本目標 | 重点目標 | No | 事業名 | R元年度実施状況 | R2年度活動内容 | R2年度予算額(千円) | 担当課 |
|-----------------------------|----------------------|----|-------------------------|--|---|-------------|----------|
| 2 配偶者等からの暴力を許さない意識の醸成 | (2)学校・家庭・地域での人権教育の推進 | 23 | 人権パートナー養成・活用事業 | 地域での人権の取組の核となる人材の養成とその積極的な活用を図るため、「人権パートナー養成講座」を開催 R1.7.18～11.27のうち6日間・12講座 R1.12.4～R2.2.13のうち3日間・6講座 R1.9.4 2講座 R1.8.21 2講座(行政職員向け講座) | 地域での人権の取組の核となる人材の養成とその積極的な活用を図るため、「人権パートナー養成講座」を開催 R2.9.3～11.10のうち6日間・12講座 R2.11.25～R3.1.27のうち3日間・6講座 R3.2.10 2講座 R2.10.12 2講座(行政職員向け講座) | 1,623 | 人権施策課 |
| | | 24 | なら・ヒューマンフェスティバル | 参加者が楽しみながら、人権について体験し、ふれあい、学ぶことを目的に全県的なイベントを市町村等と連携して開催 第25回なら・ヒューマンフェスティバル 開催日:R1.10.5 開催地:三郷町文化センター | 商業施設の展示スペースにて、人権啓発パネル展示および人権啓発資料配布を実施する「第26回なら・ヒューマンフェスティバル 人権啓発パネル展示」を開催 (1)場所:イオンモール榎原 3F 中央ブリッジ前 日時:令和2年11月11日(水)～12日(木) (2)場所:イオンモール大和郡山 3F フードコート前 日時:令和2年11月14日(土)～15日(日) (3)場所:エコー・マミ 北館 1F セントラルコート 日時:令和2年11月21日(土)～22日(日) | 3,600 | 人権施策課 |
| | | 25 | 人権情報誌の発行 | 人権情報誌「かがやき・なら」の発行 R1.7.、R1.12発行 県出先機関窓口、市町村、図書館、公民館、病院、警察署、学校、人権関係NPO法人、社会福祉法人等に配布するほか、人権に関する講演会、研修会等でも配布 | 人権情報誌「かがやき・なら」の発行 R2.7.、R2.12発行 R1同様に配布 | 1,421 | 人権施策課 |
| | | 26 | 人権メッセージ作品集の作成 | 県民一人ひとりが、自分の問題として主体的に人権について考えるきっかけを提供するため、人権に関するメッセージを広く募集し、応募作品の中から選ばれた優秀作品をまとめた人権メッセージ作品集を作成(R2.2発行) 市町村、学校、関係団体等に配布 | 県民一人ひとりが、自分の問題として主体的に人権について考えるきっかけを提供するため、人権に関するメッセージを広く募集し、応募作品の中から選ばれた優秀作品をまとめた人権メッセージ作品集を作成(R3.2発行予定) 市町村、学校、関係団体等に配布予定 | | 人権施策課 |
| | | 27 | 人権教育学習資料集「なかまとともに」の活用促進 | 人権教育学習資料集「なかまとともに」の活用を推進し、取組のさらなる充実を図る。そのための活用状況について調査を実施。 | 人権教育学習資料集「なかまとともに」の活用を推進し、取組のさらなる充実を図る。そのための活用状況について調査を実施。 | - | 人権・地域教育課 |
| | | 28 | 企業内人権問題推進事業 | 就職差別の撤廃を図るため企業内研修を採用選考直前に行い、再度、認識確認を実施 従来企業の巡回訪問を行いつつ、新規企業への巡回指導を実施 | 例年同様、就労の安定と就職差別の撤廃を図るため、あらゆる人権問題の正しい理解と認識及び企業内研修の取組について、県内の企業主に対し研修会を実施 雇用指導員による県内企業巡回をとおして、県内企業の現状把握及び人権啓発指導を継続的に実施 | 162 | 地域産業課 |
| 3 DV被害を早期発見し、安心して相談できる体制の強化 | (1)早期発見・通報体制の充実 | 29 | 「女性の相談窓口一覧」の作成、配布 | 作成部数:5,000部 配布先:県関係機関、市町村、警察、国関係機関、相談窓口掲載団体等 | 本年度から、印刷用データを関係機関へ提供 配布先:県関係機関、市町村、警察、国関係機関、相談窓口掲載団体等 | - | 女性活躍推進課 |
| | | 30 | 民生委員・児童委員活動の推進 | 民生委員・児童委員の地域における見守り活動等(DVの早期発見、早期通報等)の活動に対して、市町村に負担金を交付 | 民生委員・児童委員の地域における見守り活動等(DVの早期発見、早期通報等)の活動に対して、市町村に負担金を交付 | 157,392 | 地域福祉課 |
| | (2)DV被害者が相談しやすい環境整備 | 31 | 性暴力被害者支援事業 | 奈良県性暴力被害者サポートセンター「NARAハート」を運営 火～土9:30～17:30 祝日・年末年始を除く(月曜日が祝日と重なる時はその翌日も除く) | 奈良県性暴力被害者サポートセンター「NARAハート」を運営 火～土9:30～17:30 祝日・12/28～1/4を除く(月曜日が祝日と重なるときはその直後の平日も除く) | 2,155 | 女性活躍推進課 |
| | | 32 | 「デートDVメール相談」の運営 | 「デートDVメール相談」の運営 【対象】県内高校生・大学生を中心としたデートDV被害者 【内容】メールによる相談窓口 (中央子ども家庭相談センターの相談員がメールに返信) | 同左 | 98 | こども家庭課 |

「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」関連事業

| 基本目標 | 重点目標 | No | 事業名 | R元年度実施状況 | R2年度活動内容 | R2年度予算額(千円) | 担当課 |
|-----------------------------|---------------------|----|---------------------------------------|---|---|-------------|-----------------------|
| 3 DV被害を早期発見し、安心して相談できる体制の強化 | (2)DV被害者が相談しやすい環境整備 | 33 | 女性相談対策事業 DV被害者支援事業 | 電話相談件数：1,839 来所相談件数：310 その他：8 | 電話相談：月～金9:00～20:00 来所相談：月～金9:00～16:00（要予約） DVメール相談 ※R2年4月～11月末現在相談件数（中央子ども家庭相談センター） 電話相談：921 来所相談：105 その他：1 | - | 中央子ども家庭相談センター |
| | | 34 | 中・高校生対象メール相談窓口 「悩みならメール」 | 中・高校生対象のメール相談窓口を開設、臨床心理士の資格をもつ相談員とスクールソーシャルワーカーが生徒から寄せられた相談に対応した。 | 中・高校生対象のメール相談窓口を開設、臨床心理士等の資格をもつ相談員が生徒から寄せられた相談に対応している。 | 219 | 教育研究所 (R元：生徒指導支援室) |
| | | 35 | 情報・相談事業 情報・相談事業B (弁護士による相談) | 女性のあらゆる悩みごと（人生、健康、家族、夫婦、男女、対人関係、性、教育・学校、法律（必要に応じ弁護士の相談可）・経済、社会・文化・環境等）について相談に応じるため女性相談窓口を設け、女性相談員及び必要に応じ弁護士による無料相談を実施 火～金9:30～17:30、土9:30～20:00、日・祝9:30～17:00 (休館日除く) 相談件数：3,670件 | 女性のあらゆる悩みごと（人生、健康、家族、夫婦、男女、対人関係、性、教育・学校、法律（必要に応じ弁護士の相談可）・経済、社会・文化・環境等）について相談に応じるため女性相談窓口を設け、女性相談員及び必要に応じ弁護士による無料相談を実施 火～金9:30～17:30、土9:30～20:00、日・祝9:30～17:00 (休館日除く) | 2,967 | 女性センター |
| | | 36 | 男性のための相談事業 | 男性のあらゆる悩みごと（働き方、心の問題、夫婦関係、職場の人間関係など）について相談に応じるため男性のための相談窓口を設け、男性相談員による無料相談を実施 窓口開設日：第1・第3土17:00～20:00（祝日・休館日除く） 相談件数：58件 | 男性のあらゆる悩みごと（働き方、心の問題、夫婦関係、職場の人間関係など）について相談に応じるため男性のための相談窓口を設け、男性相談員による無料相談を実施 窓口開設日：第1・第3土17:00～20:00（祝日・休館日除く） | 317 | 女性センター |
| | | 37 | こころの健康相談事業 | 人権問題に関し、心の不安の訴えや精神的に不安定な方からの相談に対応するため心理専門職を配置 相談件数：36件 | 人権問題に関し、心の不安の訴えや精神的に不安定な方からの相談に対応するため心理専門職を配置 | 189 | 人権施策課 |
| | | 38 | 人権相談窓口の設置 | 人権施策課内に人権相談窓口（相談室）を設置し、電話、来庁による県民からの人権に関する相談に対応、相談内容に応じて関係機関への橋渡し等を実施 人権相談件数：101件 | 人権施策課内に人権相談窓口（相談室）を設置し、電話、来庁による県民からの人権に関する相談に対応、相談内容に応じて関係機関への橋渡し等を実施 | - | 人権施策課 |
| | | 39 | ○スクールソーシャルワーカー活用事業 ○生活支援アドバイザー派遣事業 | 児童生徒の生徒指導上の課題及び貧困問題等に対応するため、社会福祉士等の資格をもつスクールソーシャルワーカー及び生活支援アドバイザー合計9名を学校及び市町村教育委員会等に派遣した。 | 児童生徒の生徒指導上の課題及び貧困問題等に対応するため、社会福祉士等の資格をもつスクールソーシャルワーカー及び生活支援アドバイザー合計10名を学校及び市町村教育委員会等に派遣している。 | 2,222 | 教育研究所 (R元：生徒指導支援室) |
| | | 40 | 警察における相談体制の整備 | 警察本部生活安全部人身安全対策課に、配偶者等からの暴力事案、ストーカー事案等に24時間対応するための三交替勤務員（女性警察官1名を含む）の配置 県下12警察署（及び本部執行隊1所属の1名を含む）に女性警察官68名を被害者支援要員として指定 女性の被害者、相談者の対応のため女性警察官が必要とされる場合に、夜間・休日を含めて女性警察官が対応できる機動捜査隊女性チーム「CLOVER」の運用 | 警察本部生活安全部人身安全対策課に、配偶者等からの暴力事案、ストーカー事案等に24時間対応するための三交替勤務員（女性警察官1名を含む）の配置 県下12警察署（及び本部執行隊1所属）に女性警察官85名を被害者支援要員として指定 女性の被害者、相談者の対応のため女性警察官が必要とされる場合に、夜間・休日を含めて女性警察官が対応できる機動捜査隊女性チーム「CLOVER」の運用 | - | 警察本部 |

「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」関連事業

| 基本目標 | 重点目標 | No | 事業名 | R元年度実施状況 | R2年度活動内容 | R2年度予算額(千円) | 担当課 |
|-----------------------------|----------------------------|----|---------------------------------------|---|--|-------------|---------------|
| 3 DV被害を早期発見し、安心して相談できる体制の強化 | (2)DV被害者が相談しやすい環境整備 | 41 | 女性相談機関研修会 | 「奈良県女性相談機関研修会」の開催 時期：①R2.1.9、②R2.1.10 場所：女性センター 内容：①グリーフ（悲しみ）のケアと女性の支援 ②相談現場に必要なジェンダーの視点と対応のスキル 講師：①米虫 圭子 （京都産業大学相談室主任カウンセラー・臨床心理士） ②中川 和子 （フェミニストカウンセリング堺フェミニストカウンセラー） 参加：①35名 ②46名 | 「奈良県女性相談機関研修会」の開催 時期：R2.8.26 場所：奈良市中部公民館 内容：女性相談の基本姿勢と二次受傷防止について 講師：竹之下 雅代（ウィメンズカウンセリング京都） 参加：52名 | 128 | 女性センター |
| | | 42 | 人権相談ネットワーク推進事業 | 人権相談に関する関係機関で構成する「人権相談ネットワーク」の相談員のスキルアップのための研修会等を開催 ○「相談員研修会」の開催 R1.7.17～R1.12.17のうち6日間・10講座 ○「加盟機関相談員交流会」の開催 R1.8.26 | 人権相談に関する関係機関で構成する「人権相談ネットワーク」の相談員のスキルアップのための研修会等を開催 ○「相談員研修会」の開催 R2.9.11～R3.1.21のうち5日間・9講座 ○「加盟機関相談員交流会」の開催 R3.2.5 | 544 | 人権施策課 |
| | (3)信頼できる相談員等の育成 | 43 | 警察相談員の相談技術の向上 | 警察安全相談・被害者支援に関する専科教養の充実 各種専科生、入校生に対する教養の実施 各警察署への巡回指導の実施 部外講座の受講 女性警察官を含む被害者支援員に対する被害者講演の実施 相談関係機関による情報交換会の実施による関係機関との連携強化 | 同左 | - | 警察本部 |
| | | 44 | 苦情処理体制の整備 | 適宜対応 | 同左 | - | こども家庭課 |
| 4 DV被害者を迅速安全に保護する体制の強化 | (1)一時保護体制の強化 | 45 | 女性相談対策事業 | 一時保護実人員（女性：52名 同伴児：35名） | ※R2年4月～11月末現在 一時保護実人員 （女性：41名 同伴児：37名 同伴者：1名） | - | 中央こども家庭相談センター |
| | | 46 | DV被害者支援センター一時保護機能強化事業 | 夜間・休日を含め24時間体制で安全かつ速やかに一時保護を実施。県内3カ所の母子生活支援施設への一時保護委託も必要に応じて実施 一時保護中の被害者が保護命令の申立場合、申立書作成の支援、裁判所への同行支援を実施 | 同左 | - | 中央こども家庭相談センター |
| | | 47 | 都道府県域をこえた保護の実施 | 他府県からの受け入件数：0 他府県への依頼件数：0 | ※R2年4月～11月末現在 他府県からの受け入件数：0 他府県への依頼件数：0 | - | 中央こども家庭相談センター |
| | | 48 | 被害者の安全保護のための、保護命令申請等の情報提供と地裁への同行などの支援 | 保護命令申立時、弁護士相談時、医療機関受診時等には被害者の安全確保のため必ず職員が同行支援を行った。 | 同左 | - | 中央こども家庭相談センター |
| | (2)DV被害者が安心してできる安全な保護体制の確保 | 49 | 心理担当職員による心のケア | 一時保護中の被害者及び同伴児への心理面接等の実施（延件数） 心理面接（女性6件 同伴児童3件） 心理検査（女性6件 同伴児童3件） 助言（女性0件 同伴児童1件） 心理療法（女性31件 同伴児童0件） | ※R2年4月～11月末現在（延件数） 心理面接（女性0件 同伴児童0件） 心理検査（女性0件 同伴児童0件） 助言（女性0件 同伴児童0件） 心理療法（女性0件 同伴児童0件） | - | 中央こども家庭相談センター |
| | | 50 | 心理担当職員及び児童相談部門と連携したこどもの心のケアの実施 | 心理担当職員、女性相談員等が必要に応じて児童相談部門と連携し、こどもの心のケアを実施 | 同左 | - | 中央こども家庭相談センター |

「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」関連事業

| 基本目標 | 重点目標 | No | 事業名 | R元年度実施状況 | R2年度活動内容 | R2年度予算額(千円) | 担当課 |
|------------------------|--------------------------|----|---|--|----------------------|-------------|---------------|
| 4 DV被害者を迅速安全に保護する体制の強化 | (2)DV被害者が安心できる安全な保護体制の確保 | 51 | DVセンター、警察、福祉事務所等の連携による被害者への迅速、適切な安全確保と保護 | 夜間・休日を含め24時間体制で安全かつ速やかに一時保護を実施中で適宜、連携を取りながら実施 | 同左 | - | 中央子ども家庭相談センター |
| | | 52 | 被害者及び同伴児童を加害者から保護するための警察署との連携による警備体制の強化 | 平時より被害者及び同伴児の安全のため、所轄署及び県警本部人身安全対策課と連携を密に行っている。 | 同左 | - | 中央子ども家庭相談センター |
| | | 53 | 同伴するこどもを加害者から守るための、DVセンターにおける、学校、保育所等との連携 | 必要に応じ、児童相談部門を始めとする関係各機関と連絡、連携の実施 | 同左 | - | 中央子ども家庭相談センター |
| | | 54 | 外国人、障害者等の人権を尊重した対応の徹底 | 一時保護中の被害者及び同伴児等に対して母国語での通訳の確保、関係機関への同行支援等を実施 | 同左 | - | 中央子ども家庭相談センター |
| | | 55 | 被害者の個人情報を含む各関係機関における個人情報の適切な管理と保護の徹底 | 個人情報の適切な管理と個人情報の保護の徹底に努めた。 | 同左 | - | 中央子ども家庭相談センター |
| | | 56 | 被害者の安全を最優先とした厳正な対応 | 法に基づく被害者からの援助申出や裁判所の保護命令の決定に迅速に対応し、被害の未然防止に努めるとともに、加害者の行為が暴行、傷害、脅迫等の犯罪に当たる場合には厳正に対処し、被害者の安全確保を徹底 | 同左 | - | 警察本部 |
| | | 57 | 犯罪被害者の安全確保のための中長期的避難場所の提供 | 借用住宅事業所との連携による中長期的避難場所の提供制度の構築に向けた取り組み | 同左（事業の適切な運用） | 1,115 | 警察本部 |
| | | 58 | 被害者緊急通報システムの運用 | 配偶者等からの暴力事案の被害者等に携帯電話を貸与し、被害者等が急場において、位置情報を発信することにより警察官が現場へ臨場し、被害者等の身体等の安全確保を図る | 同左 | 380 | 警察本部 |
| | | 59 | ストーカー・配偶者等からの暴力被害者の一次避難等経費の公費負担制度 | 配偶者等からの暴力事案のうち、危険性・切迫性が高い事案の被害者等に対して、民間宿泊施設への一次避難に伴う費用について公費負担を実施 | 同左 | 98 | 警察本部 |
| | | 60 | ストーカー加害者等に対する精神医学的治療等制度 | 警察で対応したストーカー加害者等の内、一定条件を満たす者に対し、精神医学的な治療、カウンセリング等、適切な措置を施し、加害者の被害者に対する執着心や支配意識を取り除くための適切な措置を施すことにより、再犯を防止し、被害者の安全確保を図る | 同左 | 104 | 警察本部 |
| 5 DV被害者の自立に向けた支援の強化 | (1)総合的な支援の強化 | 61 | 生活保護費事業 | 生活困窮者に対する保護の実施及び自立支援 | 生活困窮者に対する保護の実施及び自立支援 | 5,526,589 | 地域福祉課 |
| | | 62 | 生活困窮者自立支援対策事業 | 生活困窮者に対する自立支援相談等の実施 | 生活困窮者に対する自立支援相談等の実施 | 76,416 | 地域福祉課 |

「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」関連事業

| 基本目標 | 重点目標 | No | 事業名 | R元年度実施状況 | R2年度活動内容 | R2年度予算額(千円) | 担当課 | |
|---------------------|--------------|----|---|--|--|-------------|---------------|-------------|
| 5 DV被害者の自立に向けた支援の強化 | (1)総合的な支援の強化 | 63 | 日本司法支援センター（法テラス）等による被害者相談や民事法律扶助等の情報提供 | 法テラスや奈良弁護士会の民事部による無料の弁護士相談等の制度の紹介及び同行支援の実施 | 同左 | - | 中央こども家庭相談センター | |
| | | 64 | 母子父子寡婦福祉資金貸付金事業 | 母子、父子及び寡婦福祉資金の貸付 【対象】 母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦 【内容】 生活の節目となる時（主に子の修学、就職等）に必要となる場合、福祉事務所を窓口として、低金利または無利子で資金を貸付 | 同左 | 117,400 | こども家庭課 | |
| | | 65 | 一時保護中の被害者の自立のための生活指導、諸制度の情報提供、その他自立に必要な援助 | 個々の被害者に応じた自立のための生活指導、生活再建、自立支援に向けた諸制度についての情報提供、同行支援、還啓機関との連絡連携を実施 | 同左 | - | 中央こども家庭相談センター | |
| | | 66 | DV被害者支援員の設置 | DV被害者支援員1名を設置 | 同左 | - | 中央こども家庭相談センター | |
| | | 67 | 福祉事務所と連携した支援 | 生活保護、母子生活支援施設等の制度について、必要に応じ連絡、連携、情報交換を実施し、被害者の自立に向けた支援を実施 | 同左 | - | 中央こども家庭相談センター | |
| | | 68 | 警察での行方不明者届の不受理措置 | 「警察本部長等の援助」に基づく、住所又は居所を知られないようにするための適切な措置を実施 | 同左 | - | 警察本部 | |
| | | 69 | 住民基本台帳の閲覧制限等に係る情報提供 | 住民基本台帳の閲覧制限に関する支援措置について、市町村に対し随時周知 | 同左 | - | こども家庭課 | |
| | | 70 | 保険者指導育成事業 | 国民健康保険事業の運営が適切かつ健全に行われるように、保険者である市町村に対し、必要な指導及び助言並びに制度の周知等を実施 | 同左 | 1,621 | 医療保険課 | |
| | (2)就業支援の強化 | 71 | しごとiセンター運営事業、若年者雇用対策強化事業、若年者雇用対策推進事業、労働市場創出対策事業、職業紹介推進事業 | しごとiセンターにおける仕事相談・就業支援等 ・電話・窓口相談件数：奈良3,607件、高田4,818件 ・2市（奈良市、橿原市）で2回就業相談等実施 ・奈良と高田にて無料職業紹介所を設置 登録求人数：107社・435人 登録求職者数：182人 内定者数：28人 | 「しごと相談ダイヤル」による電話及び窓口相談、市町村連携による相談窓口の拡充、就職に関する各種情報の提供、職業適性診断、内職のあっせん・紹介 県内企業と県内で働きたい方との雇用のマッチング支援、無料職業紹介マッチング機能の充実、大学等との連携強化による新卒者就業支援 | 同左 | 61,466 | 外国人・人材活用推進室 |
| | | 72 | 奈良県母子家庭等就業・自立支援センター（スマイルセンター）における就業相談や就業情報の提供、就業支援講習会の開催等 | 就業相談を実施 【相談件数】4,628件 就業情報を提供 【バンク登録者への定期情報提供】2,646人 「就業支援講習会」を開催 【受講者】29人 | 同左 | 2,527 | こども家庭課 | |

「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」関連事業

| 基本目標 | 重点目標 | No | 事業名 | R元年度実施状況 | R2年度活動内容 | R2年度予算額(千円) | 担当課 |
|---------------------|------------|----|-----------------------------------|---|--|-------------|------------------------|
| 5 DV被害者の自立に向けた支援の強化 | (2)就業支援の強化 | 73 | スマイルセンター等、就業支援関係機関との連携による就業相談 | 一時保護退所後、個別状況に応じてスマイルセンター等の情報提供を実施 | 同左 | - | こども家庭課 |
| | | 74 | 母子自立支援プログラムの実施 | 母子自立支援プログラムの策定 【対象】児童扶養手当受給者 【内容】 ・スマイルセンターのプログラム策定員により、自立・就業支援のための個別プログラムを策定 ・プログラムに沿って、ハローワーク、福祉事務所、スマイルセンターが連携して就職を支援 【プログラム策定件数】140件 | 同左 | 91 | こども家庭課 |
| | | 75 | 女性のための再就職準備相談事業 (旧子育て女性就職支援事業) | 子育て女性の就職相談窓口を設置し、専門の相談員による就職相談を実施し、求人情報・保育情報など子育て女性が就職に必要な情報を提供 月～土 9:00～17:00 (出張相談) 橿原市 毎月第2・4金曜日 10:00～16:00 生駒市 毎月第3水曜日 9:00～12:00 桜井市 毎月第2月曜日 9:00～12:00 香芝市 毎月第2火曜日 9:00～12:00 王寺町 毎月第3木曜日 9:30～12:30 相談件数 812件 | 専門の知識を持つ女性相談員による、再就職の一手手前の相談から本格的な仕事探しまで、一貫した支援を行う無料相談や情報提供を実施 火～土9:30～17:30(祝日・休館日除く) (出張相談) エルトピア奈良 毎月第2・4水曜日 10:00～12:00、13:00～17:00 橿原市 毎月第2・4金曜日 9:30～12:30 生駒市 毎月第3水曜日 9:30～12:30 香芝市 毎月第2火曜日 9:30～12:30 王寺町 毎月第3木曜日 9:30～12:30 | 473 | 女性センター (R元：女性活躍推進課) |
| | | 76 | 働く女性のための情報相談事業 | 専門の知識を持つ女性相談員による、仕事と子育ての両立、働き方、再就職、キャリアアップ等、女性が働くため、働き続けるための無料相談や情報提供を実施 火～土9:30～17:30(祝日・休館日除く) 相談件数 579件 「働く女性のトークサロン」の開催(6回) | 専門の知識を持つ女性相談員による、仕事と子育ての両立、働き方、再就職、キャリアアップ等、女性が働くため、働き続けるための無料相談や情報提供を実施 火～土9:30～17:30(祝日・休館日除く) 「働く女性のトークサロン」を開催予定(8回) | 54 | 女性センター |
| | | 77 | 女性のチャレンジ応援事業 | 女性の新しい発想や多様な能力を活かせるよう、意欲と能力ある女性の様々な分野へのチャレンジを支援する講座を開催 「女性の活躍支援講座」 「女性の起業応援講座」 「働く女性応援講座」 「再就職応援講座」 | 女性の新しい発想や多様な能力を活かせるよう、意欲と能力ある女性の様々な分野へのチャレンジを支援する講座を開催予定 「女性の活躍支援講座」 「女性の起業応援講座」 「働く女性応援講座」 「再就職応援講座」 「再就職のためのトークサロン」(3回) | 583 | 女性センター |
| | (3)住宅支援の強化 | 78 | 県営住宅への一時受入 | 県営住宅への緊急的な一時受入について、個々の状況に応じた行政財産目的外使用の取り扱い | 同左 | - | 住まいまちづくり課 |
| | | 79 | 県営住宅への優先入居枠の設定 | 一般福祉世帯向け住戸として募集 | 同左 | - | 住まいまちづくり課 |

「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」関連事業

| 基本目標 | 重点目標 | No | 事業名 | R元年度実施状況 | R2年度活動内容 | R2年度 予算額 (千円) | 担当課 |
|---------------------|--------------------|----|--|---|--|---------------------|---------------|
| 5 DV被害者の自立に向けた支援の強化 | (3)住宅支援の強化 | 80 | 県営住宅への入居資格の緩和 | 県営住宅の入居者資格における居住地要件の緩和を実施（H24.4条例改正） 県営住宅の入居者資格における同居親族要件の緩和（単身可）を実施（H24.4条例改正） 県営住宅の入居者資格において、特別な事情がある場合は、連帯保証人を免除することができるよう条例を改正（H30.3条例改正） | 同左 | - | 住まいまちづくり課 |
| | | 81 | 県営住宅随時募集 | 県営住宅の入居時期を年4回の定時募集に加え、随時申込・入居が可能な随時募集を開始 | 同左 | - | 住まいまちづくり課 |
| | (4)同伴する子ども等への支援の強化 | 82 | 教育委員会・学校等との連携による、同伴することも安全に修学できるための被害者に対する情報提供 | 児童相談部門、市町村の児童福祉等と連絡・連携を通して教育委員会、学校と連絡調整を図り、同伴することも安全に就学出来るよう努めた。 | 同左 | - | 中央子ども家庭相談センター |
| | | 83 | 高校入試で住民票異動が困難な場合の受験の許可、学期途中の転入学試験の実施 | 高校入試で住民票の異動が困難な場合の受験を許可 | 高校入試、転入学試験において事情に応じて対応しており、今後も続けていく予定。 | - | 学校教育課 |
| | | | 児童虐待を受けた児童生徒に対する教科書給与 | 児童虐待が原因で住所を異動した児童生徒に対して、教科書を無償で給与するための報告書を文部科学省に送付し教科書を給与する。 | 同様の対応を今後も続けていく予定。 | - | 学校教育課 |
| | | 84 | 教育ボランティアの設置 | 外部からの教育ボランティアの配置はないが、保育士、心理担当職員、女性相談員及び児童相談部門等と連携し同伴することもへの学習支援の一助とした。 | 同左 | - | 中央子ども家庭相談センター |
| | | 85 | 短時間学習の実施 | 一時保護所に配置された保育士による同伴する就学児に対して短時間学習を実施 | 同左 | - | 中央子ども家庭相談センター |